

京都市告示第 283 号

都市公園法第 5 条の 10 第 1 項の規定により河川と公園との兼用工作物の管理の方法について協定書が締結されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 9 月 3 日

京都市長 門川 大作

- 1 河川の種類及び河川名
一級河川西高瀬川
- 2 公園の名称
三条坊町公園
- 3 兼用工作物の位置
京都市中京区西ノ京三条坊町 1 番 2
- 4 兼用工作物の管理者
河川管理者 京都府知事
公園管理者 京都市長
- 5 管理の内容
 - (1) 河川管理者
 - ア 河川施設の清掃に関する維持管理
 - イ 河川施設及び公園施設の修繕及び災害復旧
 - ウ 河川施設に係る行政処分
 - (2) 公園管理者
 - ア 公園施設の清掃に関する維持管理
 - イ 公園施設に係る行政処分
- 6 管理の期間
平成 30 年 9 月 1 日から河川の供用を廃止する日又は公園を廃止する日まで

(北部みどり管理事務所)